

特定非営利活動法人みなと障がい者福祉事業団
平成30年度 事業計画
(「みなと障がい者福祉事業団」中期経営計画(平成30年度～平成32年度)から一部抜粋)

○ 基本方針	1ページ
○ 重点取り組み	2ページ
○ 事業実施計画	2ページ

基本方針

事業団の普遍的な目的と使命を明確にするため、基本理念が定められていますが、事業団を取り巻く社会情勢や経営環境は急速に変化しています。このため、障害者の雇用動向や利用者のニーズの変化を的確に捉え、新たな事業運営の方向性を打ち出す必要があります。そこで、今回、中期的な観点から、重点的に改善・改革するべく事業の方向性を示し、その取り組みの基本方針を定めました。

「経営基盤の再構築」

絶えず業務改善、経営の効率化、計画的な見直しを行いながら、安定した経営基盤を確立していきます。

「良質なサービスの提供」

変化する社会情勢や福祉制度を的確に捉え、利用者のニーズを把握し、利用者と共に創り上げる良質なサービスを提供していきます。

「地域や関係機関との連携」

地域社会に必要とされ、地域に支えられながら、地域社会や障害者と協働しながら、地域社会に貢献できる法人運営を行っていきます。また、関係機関と緊密に連携を行い、障害者の就労や生活に関するサポートを行っていきます。

「責任感ある人材の育成と定着」

自らの役割を認識し、組織を牽引する責任感ある人材を育成していきます。また、職員が仕事と職場に対して誇りを持てるよう、透明性ある評価システムと働きやすい職場環境を整えていきます。

重点取り組み

(1) 重点取り組み

今回の中期経営計画における基本方針から、特に重点的に行う取り組みとして、以下の3点を重点取り組みと位置づけ取り組んでいきます。

①パン工房「キャトル」の運営を見直します。

障害者総合支援法に基づく就労継続支援A型事業所としてのパン工房「キャトル」は当面廃止します。新たに区からの受託事業として、区の直営によるパン工房「キャトル」業務を受託します。

②冷凍成形済みのパンの使用を見直します。

ベーカリー部門の原価率をコストダウンするため、粉から練り成形したパンをカフェ・ドゥとトロアの2店舗に卸すため、パン工房「キャトル」は冷凍パンの生地製造、また、外販用の焼成後のパンの袋詰め及びラベル貼りの製造工場とします。

③設備投資に係る費用について

粉から冷凍パン生地を製造するための設備投資については、港区障害者福祉推進基金の活用について区と協議します。

事業実施計画

1. 障害者総合支援法内事業

次に掲げる事業を、障害者総合支援法に基づく就労系障害福祉サービス(就労移行支援・就労継続支援A型)事業として実施します。

(1) 就労移行支援事業

① 受託事業

事業内容	事業場所	委託元	利用者数
日常清掃業務	障害保健福祉センター館内	港区	14名程度
花壇、プランターの管理	区役所玄関・議会棟入口 障害保健福祉センター	港区	2名程度

② 自主事業

事業内容	事業場所	利用者数
喫茶業務	障害保健福祉センター1階 喫茶たんぽぽ	2名程度
事務トレ パソコン訓練	障害保健福祉センター5階 事業団作業室	5名程度

(2) 就労継続支援 A 型事業

① 自主事業

事業内容	事業場所	利用者数
カフェ&ベーカリー業務 Café Deux(カフェ・ドゥー)	生涯学習センター1階	8名程度
ベーカリー業務 TROIS(トロア) (カフェ・ドゥーの出張所)	地下鉄大江戸線大門駅B1Fラッチ外コンコース	2名程度

(3) 相談支援事業

事業内容	事業場所	利用者数
相談支援	障害保健福祉センター5階 視覚障害者訓練室内	延 70名程度

2 障害者就労支援事業

次に掲げる事業を実施します。なお、福祉売店事業については、利用者に対して就労の機会を提供するとともに、一般就業に向けた訓練の場として活用していきます。

事業名	港区障害者就労支援事業
対象者	一般就労を希望する障害者及び企業等に在職している障害者

事業内容	就労面の支援	相談、就職準備支援、職場開拓支援、職場実習支援、職場で働き続けるための支援、退職時の調整・支援
	生活面の支援	日常生活、健康管理、金銭管理、対人関係、余暇の活用、福祉サービスの利用等、生活上の様々な問題について、助言・相談等を通じた支援
	雇用の拡大並びに共同受注の拡大支援	<p>みなと障がい者福祉事業団に設置している、就労支援センターの機能を強化し、障害者の就労支援に係る総合相談窓口の充実を図り、区内就労支援事業所やハローワークとの連携を強化し区内事業所の共同受注等を拡大し、更に就労の機会を提供し雇用拡大を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ はたらく仲間の交流会(仲間作り事業) 年2回 開催予定 ▶ 生活支援サロン事業 月1回(毎月第3土曜日) 開催予定 ▶ 就労者を対象としたたまり場事業 月4回(毎週金曜日) 開催予定 <p>※同月内に金曜日が5回ある場合、5回目の金曜日は開催しない</p>
職員配置	・就労支援コーディネーター 4名 (重度身障支援員1名含む) ・生活支援コーディネーター 1名 ・企業開拓支援コーディネーター 1名	
ネットワーク会議	港区障害者福祉課、各地区総合支所保健福祉係、港特別支援学校、ハローワーク品川、区内障害者支援施設等で構成する障害者就労支援ネットワーク会議年3回程度実施。	
福祉売店業務	(はなみずき)港区役所1階:区からの受託事業 利用者7名程度で運営 (ろぜはーと)高輪コミュニティふらざ1階ロビー:区からの受託事業 利用者11名程度で運営	

3 受託事業

事業内容	事業場所	委託元	利用者数
受付・案内業務	障害保健福祉センター1階	友愛十字会	4名程度
障害者インターンシップ事業	港区役所	港区	区の公募による障害者
ベーカリー業務 パン工房 Quatre(キヤトル)	港区芝 1-7-1第二中島ビル1階	港区	5名程度

4 自主事業

事業内容	事業場所	利用者数
はり・マッサージ	障害保健福祉センター5階 視覚障害者訓練室	1名程度

5 利用者向け研修の充実

- ▶ 外部講師を招いての利用者研修については、平成30年度においても、就労に向けての社会人マナーや利用者が興味・関心を持って受講できるテーマを選択し、一層の充実を図ります。

6 職員向け研修の充実

- ▶ 外部講師を招いての内部研修及び外部機関における研修等の受講等により、職員の資質の向上を図ります。

7 さまざまな組織との連携と広報活動

- ▶ 魅力あるホームページづくりとして、タイムリーな情報提供を推進し、一層の充実を図ります。
- ▶ 年2回の会報を発行するとともに、パンフレット類のさらなる充実を図ります。
- ▶ NPO 法人日本セルフセンター等の組織の会員となって交流を活発化するとともに、他の就労支援機関とは、日常業務を通して情報の共有化を図りつつ、連携を強化します。

8 その他の事業会計収入

(1) 自動販売機等の設置

次に掲げる公共施設等の一部を港区から使用許可を受け、自動販売機等を設置し、売上げに応じた手数料を得るとともに、設置個所の拡大に努めます。

種別	設置場所	台数	提携先
証明写真機	港区役所 1階 高輪地区総合支所 5階 麻布地区総合支所 1階 芝浦港南地区総合支所 1階 赤坂地区総合支所 1階	5	(株)東京富士カラー
清涼飲料水 自動販売機 合計 58台	港南いきいきプラザ(2) 麻布区民センター(1) 赤坂子ども中高生プラザ(1) 台場区民センター(1) ありすの杜(1)	6	東京コカ・コーラボトリング(株)
	スポーツセンター3階ロビー(1) スポーツセンター5階アリーナ(1) 赤坂子ども中高生プラザ(1) 高輪地区総合支所(1) 南麻布いきいきプラザ(1) みなと清掃事務所(3) 赤坂健康増進センター(1) みなと保健所(1) 神明いきいきプラザ(2) 麻布中高生プラザ(1) 西麻布いきいきプラザ(2)	15	(株)伊藤園
	港南いきいきプラザ(1)	1	FVイーストジャパン(株)
	サン・サン赤坂(1) 麻布区民センター(1) 港南子ども中高生プラザ(2) 虎ノ門いきいきふらざ(1) スポーツセンター8階(1) 港区役所 1F(1) 国際交流協会(1) 青山生涯学習館(1) 麻布中高生プラザ(1)	10	(株)ジャパンビバレッジ

清涼飲料水 自動販売機 合計 58台	赤坂地区総合支所(1) スポーツセンター3階プール横(1) スポーツセンター3階トレーニングパーク(1) スポーツセンター5階アリーナ(1) 芝給水所公園運動場(1) 生涯学習センター(2) 芝高齢者在宅サービスセンター(1) みなと保健所(1) アクアフィールド芝公園(3) 芝浦アイランド児童高齢者交流プラザ(2) 氷川武道場(1) 青山運動場(1)	16	麒麟ビバレッジ(株)
	台場区民センター(1) 港南子ども中高生プラザ(2)	3	アサヒカルピスビバレッジサービス(株)
	赤坂地区総合支所 高輪子ども中高生プラザ(1) 赤坂健康増進センター(1)	1 2	アペックス(株) (株) 八洋
	商工会館(1) スポーツセンター5階アリーナ(1) ありすの杜(2)	4	サントリービバレッジサービス(株)
	区立障害保健福祉センター5階 共同活動室 全区立図書館(分室含む) 港区役所3階区政資料室 白金台いきいきプラサ みなと保健所 高輪中高生プラザ	1 8 1 1 1 1	(株)オーエーリックス

(2) 賛助会員の拡大

区民・企業等との連携の強化を進めるため、引き続き賛助会員の拡大を図ります。

9 利用者の福利厚生事業など

(1) 健康診断

全ての職員及び利用者を対象に定期健康診断を実施します。(5月及び8月頃)

(2) 親睦・啓発活動など

会員相互の親睦を深め、協調性や連帯感を培うとともに、会員の社会性や知識・教養を高めることを目的として、以下の活動を行います。

- 研修旅行 日帰りの研修旅行を年2回実施
- 各種行事への参加 ヒューマンふらざまつりや区民まつり等の地域イベントへの参加
- 自己啓発 職責に応じた研修への参加を促進など、職員の自己啓発を支援